豊島区監査委員公告第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定に基づき、平成２３年度定期監査（部局・施設）監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

平成２４年７月３０日

豊島区監査委員　山　木　作
同　鳴　川　智
同　増　田　惠
同　藤　本　きん

掲示期間
自　7月30日
至　8月13日

２４豊総総発第 1104 号
平成 24 年 7 月 17 日

豊島区監査委員　様

豊島区長　　高　野　之　夫

平成２３年度定期監査（部局・施設）
結果の報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

24.7.23
豊監収第 5 号
豊島区

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **１．節電対策及びエコ対策について** 本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、今夏、東京電力管内をはじめ全国で大規模な節電対策が実施された。 本区においても、本年 6 月に策定した「夏期の電力不足への対応方針」に基づく「電力削減アクションプログラム」により、区全体として平成 22 年ピーク時の電力使用量の 15％削減を目標にさまざまな節電対策に取り組んだところである。 今夏の計画停電の危機は去ったものの、冬季、来夏等に懸念される電力不足への対策が求められている。 平成 22 年度には、全施設の中で最もCO_2排出量が多い「健康プラザとしま」において、ＬＥＤ（Light Emitting Diode）照明への切り替え、太陽光発電装置の設置を行った。 環境政策課の試算によれば、消費電力量では、年間約 115,164kW の削減、CO_2排出量換算では、改修前約 64ｔから改修後約 16ｔとなり、約 48ｔの削減（△75％）が図られたことになる。また、ＬＥＤ照明への切り替え前後の電気料金を、業務用電力料金に係る電力量の平均単価で試算すると、変更前約 195 万円/年から、変更後約 53 万円/年となり、約 142 万円/年の削減（△72.8％）が見込まれることとなる。 今後、区においては、区有施設へのＬＥＤ照明の導入に向けたシミュレーションを行うなど、引き続き節電対策の取り組みを強化されたい。導入にあたっては大規模修繕計画による修繕時期を調整することや、発注時にエリアをまとめるなどスケールメリットを活かすことにより経費を節減されたい。また、必要に応じてＬＥＤ照明のレンタル方式の活用等についても検討されたい。 あわせて、太陽光パネルやエコ窓、緑のカーテンなどの他のエコ対策についても推進されたい。 また、平成 21 年 7～9 月における区の消費電力の約 18％を占めている街路灯については、これまで従来の水銀灯よりランプ寿命が長く、消費電力量が約半分で済む、発光体の素材にセラミックを使用したものやフィラメントや電極のない点灯方式を用いたエコタイプ照明器具を使った「エコ街路灯」への取り換えを進めている。 公園緑地課の試算によれば、100W 相当の共架灯を例にみると、初期費用としての街路灯器具一台当たりの経費は、水銀灯 15 万円に対し、エコ街路灯約 20 万円と、約 25％増しとなる。一方、ランニングコストをみると、年間の電気料金は、水銀灯 8,125 円/年からエコ街路灯 3,520 円/年となり、約 4,605 円の削減（△56.7％）が見込まれる。また、消費電力は年間約 336kW の削減、CO_2排出量換算では、水銀灯 192.1 kgからエコ街路灯 92.3kg となり、約 99.8kg の削減（△51.9％）が図られるとのことである。 エコ街路灯は、初期費用は要するものの、長期的にみれば、経費節減効果は高く、CO_2の削減も図られることから、今後、計画を前倒しし、器具取り換えを推進されたい。その際、エリアや路線ごとに器具を取り換えることなどにより現場管理費等の諸経費の抑制を図るなど、経費の節減に努められたい。 また、今夏の区の節電対策への取り組みについて、その実施内容と効果について検証するとともに、その結果について広報や区ホームページで公表されたい。 ○　所管部課：政策経営部広報課、総務部危機管理担当課、施設管理部施設課、清掃環境部環境政策課、土木部公園緑地課	**第７　意見** **１．節電対策及びエコ対策について** 「広報としま」では、広報キャラクターを使用した「節電ロゴマーク」を作成し、平成 23 年 7 月から平成 24 年 2 月まで、節電の呼びかけを継続的に掲載した。また、節電協力への謝意を平成 23 年 10 月 5 日、15 日号に掲載するとともに、今夏の取り組み結果について 11 月 15 日号で公表した。 また、ホームページでは、トップページに節電バナーを配置。「節電への協力のお願い」のページへ誘導した。（対応方針、結果については、現在もアーカイブとして掲載中） 【政策経営部広報課】 ＬＥＤ照明は日進月歩で進歩しているため、節電対策のみならず、イニシャルコスト、ランニングコスト、CO2 削減効果などについてＨｆ照明等他の照明機器と随時、比較検証し、最も効果的な照明機器の選定に努めている。 ご指摘を踏まえ、今後もこうした取り組みをさらに強化し、適切で効果的な照明器具を選定し、導入を推進していく考えである。 また、エコ対策としては、改築や大規模改修時に、自然エネルギーの活用による太陽光発電設備等の設置を必ず検討するとともに、エコ窓や緑のカーテンなどの導入について施設所管課に技術的な観点から支援し、可能な限り推進していく。 【施設管理部施設課】 節電対策については、今後も様々な手法、内容等を勘案し積極的に推進していく予定である。その中で区有施設へのＬＥＤ導入についても、関係所管との対応協議を図っていくこととしたい。 なお、ＬＥＤ照明のレンタル方式の活用については、環境施策を更に進めていく中で、効果と費用面等についての検証なども必要になることから、モデルでの実施等も視野に入れ検討を進めていきたい。 また、夏の節電対策の実施と結果については、平成 23 年 10 月 31 日付けで区ホームページで公表済みである。 【総務部危機管理担当課】 【清掃環境部環境政策課】 公園緑地課では平成 19 年度からエコ街路灯への取り換えを進めているが、平成 23 年度からは、改修工事の予算を 25,000 千円拡充し、平成 23 年度末で約 1,700 基の街路灯をエコ街路灯へ転換した。 当面は、平成 22 年度に実施した街路灯現状調査で危険と判定された約 1,300 基の改修工事を優先的に進めるとともに、修理委託による転換も進めていく。 なお、改修工事に際しては、エリアごとの発注や、工事本数を抑えることにより、経費の削減に努めていく。 【土木部公園緑地課】
	所管部課：　政策経営部広報課、総務部危機管理担当課、施設管理部施設課、清掃環境部環境政策課、土木部公園緑地課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **２．震災時等の情報提供のあり方について** 本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災当日は、携帯電話等の通信機能の低下、公共交通機関の途絶による帰宅困難者の大量発生など、既存の災害対策計画にはない不測の事態における対応が求められた。 その課題の一つに、保育園や学校などに通っている子どもの保護者の多数が、各施設との連絡がつかず、迎えに来られないという状況に陥ったことがある。 保育園では、震災当日午後 10 時を過ぎても保護者が迎えに来られない状況が 8 園に及び、最後の一人を保護者へ引き渡しできたのは、翌日の午前 8 時 30 分であった。 学校では、児童・生徒が宿泊した学校が 3 校あり、児童・生徒の引渡しが終了したのは翌日の午前 9 時頃であった。また、当日校外学習先で帰校困難となり、地元教育委員会との連携で現地に宿泊した学年のある学校が 1 校あり、翌日の午前 10 時に引渡しが終了した。 学童クラブでは、保護者の迎えが午後 10 時以降となった施設が 7 施設あり、最終的な保護者への引渡しは、翌日の午前 3 時 10 分であった。 当日、各施設で保護者との連絡がとれない状況が続く中、学童クラブや保育園の各施設で、保護者が迎えに来るまで子ども達を預かっている旨区ホームページに掲載するなど、情報発信に努めたところである。 今回の震災は、災害時における情報伝達のあり方を根本から見直す契機となった。 区においては、震災等災害時の区民等への情報提供について、今回の震災の対応状況を検証し、安心・安全メールや区ホームページ、屋外防災無線や地域のＣＡＴＶである「としまテレビ」の活用など様々な手段を使って情報伝達できる体制を構築されたい。 また、各施設においては、電話等の通信手段が不通となった場合の保護者等との連絡方法のあり方についても検討し、日頃の訓練に取り入れるなど、緊急時に円滑に利用できるよう準備されたい。 震災以降、区では屋外防災無線を活用し、計画停電に係る情報提供を行ったが、屋外防災無線の放送内容が聞き取りにくい旨の苦情が多く寄せられた。 区においては、現在のアナログ無線に比べ雑音が少ないデジタル化の導入を検討するなど、区内全域に情報が明瞭に伝達できるような取り組みについて早急に進められたい。 ○所管部課：政策経営部広報課、総務部防災課、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課、教育総務部教育指導課	**第７　意見** **２．震災時等の情報提供のあり方について** 東日本大震災発生時は、携帯版ホームページを含め、区ホームページにおいて随時情報を発信し続け、通常時の倍以上のアクセスがあり、インターネットを活用した情報提供の有効性を確認した。このため、本年２月に実施した帰宅困難者訓練時には、携帯版ホームページで一時滞在施設への誘導情報等の提供を試行した。また、震災後の飲料水配布について、ＣＡＴＶで文字情報での提供を行った。 こうした成果を踏まえつつ、震災対策本部下の防災情報基盤整備検討部会において、災害時の情報伝達体制の確立に向けた検討を全庁的に進めている。 ホームページについては、今後、新庁舎の移転に合わせ、機器の外部化や情報配信手段の多重化等、災害時においても情報発信機能を損なわないような仕組みづくりを検討していく。 【政策経営部広報課】 同報系防災無線、屋外拡声器を用い放送を行う内容のうち、特に緊急かつ重要なものについては、各施設及び町会長、防災関係役員等の自宅に設置された戸別受信機及び安全・安心メール等で文字による配信を行っている。 さらに、留守番電話サービス等を用いより広い対象に向けた情報発信の方法について目下検討中。 また、平成 34 年の防災無線電波スプリアス規格更新までに、同報系防災無線のデジタル化、屋外拡声器の更新を行っていく予定である。 【総務部防災課】 災害時等の学童クラブの対応については、連絡手段が困難になった場合でも安心してもらえるよう、「保護者の方が迎えに来るまで、責任を持って児童をお預かりする」旨、平成 23 年 3 月に実施した学童クラブの説明会で説明を行い、併せて、ホームページでの情報提供についても案内している。また、子どもスキップでは東日本大震災時に比較的繋がりやすかったＰＨＳの番号を保護者に知らせている。電話等の通信手段が不通となった場合の個別の連絡方法については、今後、他課との連携等を含め、効率的で確実な連絡方法について検討し、実施していく。 【子ども家庭部子ども課】 平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災の発生時、園と保護者との連絡手段が一時途絶えてしまった。当日は、交通混乱も重なり、保護者は徒歩等の手段にて各保育園へのお迎えを余儀なくされた。わが子の安全を確認しようにも電話がつながらず少なからず不安な思いを抱きながら、となったことを後の保護者からの訴えにより把握することとなった。 いままでは、保護者との連絡手段は電話連絡のみとなっていたが、多数の保護者からの要望を受け、保護者との連絡手段の確保を検討することとした。様々なツール（ツイッターなど）を検討した結果、通常時は携帯電話メールに、災害時等はインターネ

	ット上の伝言板を閲覧してもらうという災害時に有効に利用できる方式のメールシステムを導入することにした。 　このシステムでは、委託事業者が運営するため、個人情報の電算処理が必要となる。 　当然、データ通信にはＳＳＬ等の暗号化通信を、セキュリティではＳＳＨ方式を採用し、部外者のアクセスが困難な仕組みを採用している。 　また、保護者登録は、保護者の同意・承諾を得て行うものであり、強制するものではない。 　再びこのような事態が発生したときに保護者の不安を取り除き安心してお迎えに来てもらうため、このメールシステムを導入する。 　平成24年3月より一部園で試行､6月より全園(区立保育園21園）に導入した。 【子ども家庭部保育園課】
	所管部課：　政策経営部広報課、総務部防災課、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課、教育総務部教育指導課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **３．区民集会室・会議室等の空き時間帯有効活用について** 本区には、区民集会室条例に定められた 31 か所の区民集会室（平成 23 年 4 月 1 日現在）がある。 平成 22 年度の利用率で最も低いのは、駒込区民集会室洋室の 10.4%、最も高いのは上池袋コミュニティセンター多目的ホールの 80.6%であり、平均は 41.3%である。 区民集会室の部屋ごとの利用時間帯別の平均利用率をみると、午前は 32.4%、午後は 43.9%、夜間は 47.8%であり、いずれの時間帯も 5 割に達していない状況にある。 一方、図書館では、受験生等が勉強場所として図書館の閲覧スペースを長時間利用し、一般利用者の利用に支障が出ている。図書館では、閲覧スペースの利用を一定時間で入れ替えするなどの対策を講じているが、根本的な解決策とはなっていない。 こうした中、地域文化創造館では、平成 20 年度より、小学生から高校生までを対象に、夏休みなどの長期休業期間中、会議室の利用が比較的少ない時間帯を活用して、自習室兼宿題等相談スペースとして開放し、空き時間帯の有効活用を図っている。 今後は、このような事例を参考とし、区民集会室や他の会議室等においても、利用されていない時間帯について施設の有効活用を図られたい。 また、利用状況が極めて低い区民集会室や収支バランスの均衡を著しく欠いている区民集会室については、その存廃を含め検討されたい。 ○　所管部課：区民部区民活動推進課、区民部地域区民ひろば課、区民部東部区民事務所、図書館担当部図書館課、保健福祉部障害者福祉課、子ども家庭部子ども課	**第７　意見** **３．区民集会室・会議室等の空き時間帯有効活用について** 区民集会室は、広く地域の皆さんに集会の場を提供するために、利用日直前の 3 日前まで受け付けをしているので、空室等を事前に公開して個人に貸し出すことは前提としていない。そのため区民集会室は、社会教育会館を前身とする地域文化創造館と同様の活用することは難しいと考えている。 また、利用率が低いとのご意見であるが、ご指摘の駒込区民集会室でも、年間（平成 23 年度）344 件 4,578 人の利用があり、この地域の皆さまにとっては、気軽に集える施設として欠かせない施設となっている。その他の施設でも同様で、区民集会室は地域的なバランスもあり、利用率だけでは存廃を図れないものと考えている。 なお、今年度、区民集会室の予約システム導入に向けて準備中であり、今後は利便性の向上により利用者の増加が期待される。 【区民部区民活動推進課】 区民ひろばに併設する区民集会室で、利用者がいない時間帯がある場合には、次に掲げる事例のような活用を図っている。 例えば、区民ひろば主催事業や運営協議会との共催事業の打合せ会場、事業の準備室、地域区民ひろば課や関係機関の事業・説明会・打合せの会場、来客の対応スペースや各種相談室など。また、運営協議会の主催事業の準備室・会場、総会(全体会)・役員会・部会等の会場など。さらに、サークル等に声掛けしたり、町会、民生委員さんや青少年育成委員さんなどの団体に声掛けして利用していただく事例などもある。 区民集会室以外の集会室についても、上記の事例のように対応している。 これからも集会施設の利用促進のＰＲ活動等に努めるとともに、現在構築中の施設予約システムの効果的活用方法の検討も含め、可能な限り利用者がいない時間帯が出ないよう努める。 【区民部地域区民ひろば課】 ご意見のとおり、駒込区民集会室については、利用率が極めて低くなっている。これは、施設の形状や近隣への騒音対応により利用団体が限られているためと考えられる。 しかしながら、「施設の有効活用を図られたい」とのご指摘ですので、予約の簡素化や運営方法等について今一度精査し、区民にとって、より利用し易い施設となるよう、今後、検討いたしたい。 【区民部東部区民事務所】 中央図書館については、時間入替制を導入後、クレームが大幅に減少し、独占利用解消には一定の効果が見られた。 地域図書館も含め、物理的に席数を増やすのは難しいが、閲覧席の運用方法見直し等により、閲覧目的の一般利用者も公平に閲覧スペースを利用でき

	るよう、今後も改善を図っていく。 【文化商工部図書館課】 西池袋第二区民集会室ではすでに管理委託者と有効活用について検討を行っている。区事業や管理委託者主催事業の開催、また、関連団体への周知も行っている。地域住民のための施設であるので、その特性に応じた活用を管理委託者と今後も図っていく。 【保健福祉部障害者福祉課】 子ども課所管の区民集会室は、上池袋第一及び池袋第二区民集会室の2施設である。児童館開館中は、児童館職員が本来業務を行いながら受付・管理を行っている状況であり、現在でも職員に係る負担は大きい。このような状況を考えると、これ以上の負担が予測される空き時間の有効活用については、児童館本来の業務に困難をきたすことも懸念され困難である。 【子ども家庭部子ども課】
	所管部課: 区民部区民活動推進課、区民部地域区民ひろば課、区民部東部区民事務所、文化商工部図書館課、保健福祉部障害者福祉課、子ども家庭部子ども課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **４．ファシリティ・マネジメント[1]を活用した運営について** 区では、毎年度『公共施設の概要』を作成、公表している。 その内容は、施設概要や利用形態、利用状況、経常的な施設維持管理経費、過去の大規模改修工事経費を掲載したものとなっているが、経営戦略的に施設を資産として把握・評価し、これを将来に渡り総合的に企画・管理・活用するという視点では作成されていない。 区においては、施設のマネジメントを一貫して行うため、平成 19 年度に施設管理部を設置し、施設維持管理を主とする施設管理方式から新たに経営戦略的な施設管理方式への転換を図ったところである。 かつてのような高度成長経済が望めず、安定的な区財源が見込めない状況においては、公共施設の設備投資や運営経費の最少化を図る一方、施設の効用を最大限に発揮することが重要となっている。 また、社会経済状況や住民ニーズにより、施設の利用形態が大きく変化した施設については、統廃合や転用、資産活用の選択肢も必要となってくる。 今後、区においては、施設の初期投資や受益者負担も含めた施設運営コスト、利用者一人当たりのコスト、計画修繕に必要なライフサイクルコストなどのトータルコストを包括的に明らかにするため、ファシリティ・マネジメントの視点を取り入れた施設白書を定期的に作成し、公表されたい。 ○　所管部課：施設管理部施設計画課	**第７　意見** **４．ファシリティ・マネジメント[1]を活用した運営について** 施設白書については、平成 24 年度に改訂し公表する予定である。改訂版では、施設運営コスト、利用者一人当たりのコスト、ライフサイクルコスト等を施設種別ごとに明らかにすることにより施設資産を確定的に把握・評価し、ファシリティ・マネジメントを行う上での基礎資料とする。 その上で、白書作成頻度については、今回作成する白書の活用方針や内容の改善も含め検討する。 【施設管理部施設計画課】
[1]「ファシリティ・マネジメント」…1980 年代にアメリカ合衆国で始まった施設等の管理方法であり、社団法人日本ファシリティ・マネジメント推進協会による定義によれば、「企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」をいう。	所管部課:　施設管理部施設計画課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **５．豊島区観光協会のあり方について** 豊島区観光協会（以下「観光協会」という。）は、本区における唯一の観光団体であり、区の観光行政における重要なパートナーとなっている。 観光協会は、姉妹都市である埼玉県秩父市をはじめ区の友好・交流都市である各都市との交流に尽力する一方、「東京フラフェスタIN池袋」など各種イベント等を通じ、観光産業の発展や区のＰＲに貢献している。また平成17年11月より池袋駅東口交番跡に設置した観光情報センターの運営を受託するなど区との関わりも緊密なものとなってきている。 これまで区は、観光協会に対し、重要政策補助金として毎年度123万6千円を補助するとともに、単年度で特定目的の補助金を加算交付している。平成22年度においては、観光協会のホームページ作成経費として140万円を補助しているが、清算にあたっては、重要政策補助金と特定目的の補助金の2つの補助金を合算して手続きを行っている。本来、特定目的の補助金は一件算定とし清算すべきである。 平成23年度の観光協会に対する特定目的の補助金は、同協会の50周年事業補助300万円、おりがみマップ増刷経費205万円、ホームページの更新経費70万円など総額617万4千円となっている。清算にあたっては、補助項目ごとに行われたい。 今後、区では、ＷＨＯ（世界保健機関）のセーフコミュニティ認証取得の活動を通じた国内外の都市との交流をはじめ、区の観光行政が大きく変化・発展することが想定される。 区においては、観光協会の経営基盤を強化するとともに、団体の透明性を高めるため、団体の法人化に向けた協議を進められたい。 ○　所管部課：文化商工部文化観光課	**第７　意見** **５．豊島区観光協会のあり方について** 豊島区観光協会は昭和36年に設立以来、豊島区の歴史ある伝統や文化・観光振興において常に大きな役割を果たし、昨年50周年を迎えた。名誉会長でもある高野区長は、文化庁長官表彰の栄誉は地域ぐるみで取り組みを進めてきた文化のまちづくりが評価されたもので、観光協会を始め地域の人々が地道に努力してこられた賜物であると、深く感謝している。 本年、ＷＨＯ（世界保健機関）が推進するセーフコミュニティの認証を取得すれば、国内外からの来街者が急増することが予想され、観光協会の果たす役割が一層期待されるところである。 今後とも区と観光協会は、互いに欠くことのできない重要なパートナーとして連携し、観光振興を通し、世界に誇れる国際都市を目指して邁進していくものである。 区の補助金については、指摘の通り、重要政策補助金123万6千円と単年度の補助金を合算せず、それぞれ別個に清算することとする。特定目的の補助金については、一件ずつの算定とし、清算についても各項目ごとに行うものとする。 平成23年度の補助金、観光協会50周年事業補助300万円、おりがみマップ等増刷経費205万円、ホームページの更新経費70万円など総額617万4千円についても、同様に補助項目ごとの清算とする。 法人化については、観光協会自身が進めていく課題であるが、観光協会の経営基盤を強化し、組織の透明性を高めるため、今年度は法人化に向けた協議を前向きに進めていくこととする。 【文化商工部文化観光課】 所管部課：　文化商工部文化観光課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **６．事業系ごみの適正処理について** 事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第３条第１項、及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」第 10 条第２項の規定により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。 本区では、1 日に出す事業系ごみの量が 50 キログラム以上の場合には、事業者自身が、自己処理または事業系一般廃棄物処理の許可を受けた民間業者へ委託・処理し、50 キログラム未満の場合で、事業者が、区が発行する事業系有料ごみ処理券（シール）を貼ったものについては、区で収集している。 平成 22 年度決算における事業系有料ごみ処理券の販売実績は、約 104 万枚、約２億 3,292 万円となっている。 所管課によると、現状の事業系ごみについては、ごみ処理券が貼付されていないもの、ごみ処理券は貼付しているが料金不足のもの、家庭ごみへの混入しているもの等、多くの不適正な実態が認められるとのことである。 事業系有料ごみの排出処理の適正化については、平成 19 年度の定期監査においても要望しているところである。依然として、このような不適正なごみの排出状況が継続していることは、適正な処理をしている事業者に不公平感を抱かせる結果となり、ひいては清掃事業への不信につながることが懸念される。また、歳入の確保という観点からも、公平な応益負担を求めなければならないものである。 不適正なごみ排出対策に当たっては、排出時における現場確認及び指導が効果的であることから、緊急雇用創出事業補助金等を活用した夜間・早朝における排出実態の把握、指導を強化するなど実効性のある対策に取り組まれたい。 ○　所管部課：清掃環境部資源循環課、清掃環境部豊島清掃事務所	**第７　意見** **６．事業系ごみの適正処理について** 豊島区内には、約２万件の事業所が存在する。 一日の排出量が 50ｋｇを超える大規事業者の大半が自己処理への移行はかなり進んでいるが、中小規模事業者の移行は約２割程度に留まっている。 区内にある約１万７千か所の集積所へのごみ排出は必ずしも夜間、早朝に限定される訳ではなく 24 時間随時に出される。また一個一個の重量の確認、事業系ごみか、家庭ごみの判断等、行政指導の要素も多く緊急雇用創出事業補助金等の活用による臨時職員の職にはなじまないと思われる。 今年度には東京都清掃局時代から続いている日量限定（50ｋｇ→10ｋｇ）の規則改正を行うとともに、広報等による「事業者の自己処理責任」のさらなる徹底を図りたい。 【清掃環境部資源循環課】 【清掃環境部豊島清掃事務所】 所管部課：　清掃環境部資源循環課、清掃環境部豊島清掃事務所

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **７．新規事業等の横断的な連携について** 「豊島区未来戦略推進プラン 2010」に掲げる平成 22 年度新規事業は 56 事業が選定・実施されたところである。その一つ、「視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業」は、講習会で登録した支援ボランティアを視覚障害者の自宅等に派遣し、取扱説明書など日常生活で必要となる資料等の代読や年賀状などの代筆サービスを行うもので、中央保健福祉センターが豊島区社会福祉協議会へ委託事業として実施している。 一方、中央図書館では、視覚障害者を対象として昭和 45 年から点字図書館（ひかり文庫）事業を展開している。点字図書館事業は、点字図書・録音図書・さわる絵本・ＣＤ等の貸出しや視覚障害者用パソコン・点字プリンターの利用、点字指導、対面朗読サービス等を行っており、視覚障害者への支援に対する様々なノウハウを蓄積している。 中央保健福祉センターの説明によれば、新規事業の立ち上げにあたって、中央図書館との調整等は特段行っていないとのことであった。この事業は、サービスの対象者が視覚障害者であることから、点字図書館事業と連携を図ることで、さらに幅広いサービスを提供すること及び事業に関わる人的資源や経費の縮減が期待できる。 新規事業の実施に当たっては、制度設計の際に類似事業の調整・統合等を行い、サービスの対象者やサービス内容が重複することのないよう工夫されたい。さらに、既存事業についても、サービス内容や対象者などの重複を省き効率的な執行を行うため、部局の枠を超えて類似事業の調整・統合に努められたい。 ○　所管部課：政策経営部企画課、図書館担当部図書館課、保健福祉部中央保健福祉センター	**第７　意見** **７．新規事業等の横断的な連携について** 指摘された両事業については、類似・重複しているように見えるものの、図書と一方は取り扱い説明書などのより生活に密着した文書の代読というサービスの提供であり、対象となる文書等の分量や緊急性などの点で棲み分けができているものと考えている。 各事業については、基本計画上の「地域づくりの方向」「政策」「施策」の体系に位置付けることで、当該事業の目的・対象・サービス内容を明確にすることで、事業の重複はもとより、サービスの適時性等について不断の検証を行うことが必要である。計画事業の適切な執行管理の点からも、指摘の観点の重要性については、再認識しているところである。 奇しくも厳しい財政状況の中、平成 24 年度は、全ての事業について事務事業評価を行うこととしているが、単に執行方法等の効率性追求に止まることなく、上記の点を踏まえ、事業の調整・統合を行っていく。 【政策経営部企画課】 中央図書館の点字図書館事業の中の対面朗読サービスは、利用者に図書館に来館していただき、そこで、専門的音訳講習を受けたひかり文庫朗読会ボランティアが図書等の朗読を行うものである。 中央保健福祉センターの実施する、視覚障害者の自宅等への代読・代筆サービス支援ボランティアの派遣事業は、中央図書館では行っていない。 視覚障害者がこの二つの制度を補完的に併用するならば、サービスの拡大になる。 このため、中央図書館において、パンフレット等で中央保健福祉センターの上記事業を周知している。 【文化商工部図書館課】 「視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業」はボランティアが視覚障害者の自宅まで出向き、代筆や代読のサービスを行うもので、中央図書館の点字図書館事業では対応していないサービスです。 外出しづらい視覚障害者が代筆や代読のサービスを自宅で受けられることにより、自立支援や社会参加の促進につながります。 また、事業の経費は、ボランティアの保険料と研修費等で、すくない経費で効果を上げられる事業と考えています。 さらに、点字図書館事業における専門的音訳講習を受けたボランティアの対面朗読サービスと併用することで、視覚障害者のサービス選択の幅が広がります。 今後は、中央図書館とより一層の連携を図り、相互の事業を周知し、幅広いサービスを提供できるよう取り組んでいきます。 【保健福祉部中央保健福祉センター】
	所管部課：　政策経営部企画課、文化商工部図書館課、保健福祉部中央保健福祉センター

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第８　要望・意見 **11. 施設の安全管理と利用向上策について** **（1）安全管理について** 施設監査では、東日本大震災の発生を踏まえ、各施設の安全管理状況を重点に確認したところである。各施設においては、施設利用者の一層の安全確保が求められていることから、以下に列記した点について、適切な対応をされたい。	**第８　要望・意見** 11. 施設の安全管理と利用向上策について （1）安全管理について
・　「区民ひろばさくら第一」の１階の非常用出口は、玄関１か所であり、仮に、ここが利用できない場合には、１階事務室や集会室の窓から避難するか、もしくは、階段で移動し２階にある2か所の非常用出口から避難することとなる。利用者には、高齢者が多いことから、誘導時間を要する等の懸念がある。 各施設においては、避難経路等利用者の安全確保について改めて点検されたい。また、緊急時に備え、非常用出口の近くに避難用の履物を備え付けられたい。	・　「区民ひろばさくら第一」の１階につきましては、ご指摘のとおり災害時に利用者が避難しにくい施設構造となっています。ついては、定期的に行う避難訓練等において、高齢者対応も含めた避難誘導等に特に配慮するとともに、日常的な啓発活動を行って参ります。また、次回の大規模改修工事の際には、建築上可能であれば、非常用出口の増設も検討いたします。 さらに、その他の施設におきましても、所長会におきまして、避難経路等利用者の安全確保について、日常的に確認するよう指導いたしました。 次に、避難用の履物についてですが、非常時用として数十人分の履物を備えている施設から全く備えていない施設まで格差があることが、調査により判明いたしました。 このため、補助救援センターかつセーフコミュニティの拠点である区民ひろばの必需品の一つとして、全ての施設に一定数の履物を常備するべく、準備を進めています。 【区民部地域区民ひろば課】
・　防火管理者について、異動等により担当者が交替した際の手続きが遅滞している施設が見受けられた。今後は、速やかに手続きを行うとともに、防火体制の整備に努められたい。	・　異動等に伴う防火管理者の選任・解任の手続きにつきましても、資格を持たない者の研修受講も含め、年度当初の早い時期に手続きを終了させ、防火体制の整備に努めます。 【区民部地域区民ひろば課】
・　「子どもスキップ高南」は、高南小学校校舎の３階に設置され施設と校庭が離れており、災害時の避難など利用者の安全管理について課題がある。施設の設置場所については、今後の大規模改修などの機会をとらえ検討されたい。	・　「子どもスキップ高南」については、平成24 年度の夏休みに１階ランチルームをコアスペースにするための改修工事を開始し、工事終了後､10 月頃を目途に３階のコアスペースを１階に移設する。また、セカンドスペースについても平成 25 年 3 月末に２階の教室に移設の予定であり、災害時の避難等については、現状より大幅に改善される見込みである。 【子ども家庭部子ども課】
・　「要町保育園」の緊急用滑り台は、傾斜が急なため使用しにくい状態であった。各施設の緊急用滑り台については、緊急時に円滑に利用できるよう改善を加えられたい。	・　保育園改修計画に基づき各施設の改修を順次行っている。要町保育園の非常滑り台改修については施設課とも調整し、できるだけ早い時期に改善する。 【子ども家庭部保育園課】
	所管部課：　施設管理部施設課、区民部地域区民ひろば課、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 11. 施設の安全管理と利用向上策について （2）施設の利用向上と有効活用について 各施設においては、利用率向上に向けた取り組みがなされているところであるが、以下の点についても検討を進め、さらなる施設の有効活用に努められたい。	第７　意見 11. 施設の安全管理と利用向上策について （2）施設の利用向上と有効活用について 施設所管課との連携をさらに強化し、施設の改修に係る技術的支援を積極的に行うとともに、工事に係る事務に必要な資料等の提供や仕様書作成などに係る専門的な情報提供なども行っていく。 【施設管理部施設課】
・　「区民ひろば駒込」は、旧駒込ことぶきの家と旧駒込児童館が合併してできた施設であるが､施設間に壁があるため､往来ができない状態となっている。今後、施設課の技術的指導も仰ぎ、仕切られている壁を外す等一体的な利用ができるよう検討されたい。	・　「区民ひろば駒込」につきましては、ご指摘のとおり仕切り壁があるため、「いきいきひろば」と「子育てひろば」の交流がうまくできない状況にあります。当課におきましても可能であれば、この仕切り壁を撤去したいと考えております。しかし、施設の敷地及び当該仕切り壁を含む建物の一部は都からの賃借物であり、また施設の上階が都営住宅等であるため、契約上も区の一存で事を進められません。当該施設も含めた駒込複合施設については、現在、平成 26 年度に大規模改修工事を実施すべく、都と協議を進めております。その中で、課題の一つとして仕切り壁の撤去を挙げており、建築上問題がなく、また都の承認が得られれば、同工事に合わせて仕切り壁を撤去したいと考えております。 【区民部地域区民ひろば課】
・　複数の区民ひろばの療浴室については、未使用となったまま閉鎖されているケースや物置となっているケースが見受けられた。施設の有効活用を図る観点から、このような閉鎖スペースの有効利用について検討されたい。	・　ご指摘のとおり、旧ことぶきの家であった施設の中には、療浴室のある施設がありましたが、区民ひろばとして転用する際に、その用途は廃止しています。また、その一部については改修して、相談室、洗濯場、物入れとして使用していますが、改修しないまま事実上、倉庫・物置、更衣室、印刷室などとして使用しているケースやそのまま閉鎖しているケースもあります。現在は、大規模改修工事などの機会を捉えて、各施設で必要な用途に改修しており、今後もこの方針で対応いたします。 【区民部地域区民ひろば課】
・　山中湖宿泊施設である「秀山荘」の客室稼働率は、平成 17 年度の民営化後も 60%前後で推移している。平成 22 年度の客室稼働率を季節ごとにみると、夏季における平均客室稼働率は約 85%と高い一方､冬季は約 43%と低くなっている｡また、区民利用の状況は減少傾向にあり、区民の利用率向上が課題となっている。 生活産業課においては、区民利用促進のための広報、季節の繁閑に応じた区民割引アップ、あるいは区内事業者の福利厚生事業との連携など、集客に直接資する対策について受託事業者と連携して取り組まれたい。あわせて、適切な時期で備品を更新するなど、利用環境の改善を図り、利用率向上に向けた取り組みを進められたい。	・　平成 23 年度の実績は､区民 4,548 人､一般 8,459 人、合計 13,007 人、稼働率 65.5%と、前年度に比べ区民利用は減少したものの、一般利用の増加により、合計では 981 人の増、稼働率では 4.2 ポイント改善した。また、夏季に比べ冬季の稼働率が低い状況は従前と変わらない。 区民利用促進のため、季節ごとに区民の方が利用しやすい豊島公会堂を発着とした周遊事業を実施し、「広報としま」にも掲載し周知を行っている。 また、現在、施設運営者と連携をとり、山中湖村の温泉宅配を活用して敷地内に温泉設備を設け、温泉施設として運営できるよう手続きを進めているところである。区民の方々からの要望が多い温泉施設となることで、利用客の増加が図れるものと期待しており、その際は区としても積極的にＰＲしていく予定である。 【文化商工部生活産業課】

秀山荘宿泊者数の推移　（単位：人）

年度	区民	一般	計	客室稼働率(%)
１６	12,228	—	12,228	—
１７	9,378	3,277	12,655	62.3
１８	7,816	4,116	11,932	66.6
１９	6,252	3,910	10,162	58.0
２０	5,690	5,107	10,797	59.7
２１	5,440	6,365	11,805	61.6
２２	4,824	7,202	12,026	61.3

○　所管部課：施設管理部施設課、区民部地域区民ひろば課、文化商工部生活産業課、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課

所管部課：　施設管理部施設課、区民部地域区民ひろば課、文化商工部生活産業課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 12. 事務に適正処理について 監査委員監査に先だって実施した事務監査では、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産及び施設管理や庶務に関する事務について、関係書類及び帳票の作成、記載、管理等について調査した。その中で処理方法や事務処理に課題があると思われる事項を下記に列挙するので、事務処理の改善を検討し、合わせて課内でのチェック体制の確立に努められたい。特に、昨年度と同様の事項について改善を求められたものは、早急に是正されたい。 なお、平成 23 年度から財務会計システムが導入され、事務の執行方法が大幅に変更されたところである。各課においては、変更点に留意し、適切な執行に努められたい。また、契約課においては契約事務の執行について、会計課においては会計事務の執行について、マニュアルの整備や研修等の充実を図るなど指導・助言に一層努められたい。	**第７　意見** 12. 事務に適正処理について 現状として、財務会計システム操作マニュアルは、操作頻度の高い業務について、職員ポータルへ掲載しているところです。 平成 23 年度の運用状況を踏まえ、平成 24 年度中を目途に、会計事務の手引きを踏まえた、分かりやすいマニュアルの整備を進めていきます。また、会計事務に係る研修を実施するなど、職員への指導・助言に努めていきます。 【会計管理室会計課】 財務会計システム導入時は簡易なマニュアルを作成し、順次更新してきましたが、平成 23 年 12 月に操作マニュアルを整備し、契約事務の手引きも全面改定しました。今後も、内容を充実させるとともに、研修を実施するなど、職員への指導・助言に努めていきます。 【総務部契約課】
(1) 会計処理に関する事項 ① 歳入関係事務 【現金出納簿（金銭出納員用)】 豊島区会計事務規則（以下「規則」という。）第 104 条により、金銭出納員は、現金出納簿を備えて、現金の出納を整理しなければならないとされている。 しかし、本来備えるべき現金出納簿（金銭出納員用）を作成していない課があった。 （区民活動推進課、高齢者福祉課、障害者福祉課、建築審査課、教育指導課）	(1) 会計処理に関する事項 ① 歳入関係事務 【現金出納簿（金銭出納員用)】 定期監査後、現金出納簿（金銭出納員用）を作成した。 【区民部区民活動推進課】 指摘を受けた現金出納簿（一般会計と介護会計）については、修正して再提出した。また、指摘を受けた記載方法についても平成 23 年 6 月から実施している。 【保健福祉部高齢者福祉課】 平成 23 年度分からは、作成している。 【保健福祉部障害者福祉課】 平成 23 年度から作成し備えています。 【都市整備部建築審査課】
【収納金日報】 規則第 29 条第 2 項により、金銭出納員は、歳入金を収納したときは、「収納金日報」を作成し、歳入徴収者に報告しなければならないとされている。 しかし、本来備えるべき収納金日報を作成していないものがあった。 （総務課、学習・スポーツ課、障害者福祉課、保育園課、教育指導課）	【収納金日報】 平成23年度作成分についてはこれらの指摘事項を踏まえて作成中である。 【総務部総務課】 平成 23 年度会計分より収納金日報を作成し処理している。 【文化商工部学習・スポーツ課】 平成 23 年度分からは、作成している。 【保健福祉部障害者福祉課】 収入金日報については、平成２３年４月より作成している。 【子ども家庭部保育園課】
【税外収入徴収簿】 規則第 103 条により、収支命令者は、歳入簿や歳出予算推定差引簿など、必要な帳簿を備えて、整理しなければならないとされている。 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入である税外収入については、「税外収入徴収簿」が必要であるが、本来備えるべき税外収入徴収簿が作成されていない課があった。 （広報課、総務課、防災課、財産運用課、区民活動推進課、地域区民ひろば課、区民課、環境政策課、福祉総務課、障害者福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、地域保健課、保育園課、住宅課、学校施設課）	【税外収入徴収簿】 広告掲載料(雑入)の記載漏れについて、事務監査において指摘を受け記載をした。今後は、記載漏れがないよう管理する。 【政策経営部広報課】 税外収入徴収簿を作成した。 【総務部総務課】 税外収入徴収簿については、平成 24 年 4 月から実施 【総務部防災課】 指摘を受けて、平成 23 年 4 月に遡り税外収入徴収簿を作成した。 【施設管理部財産運用課】 定期監査後、税外収入徴収簿を作成した。 【区民部区民活動推進課】 事務監査終了直後に帳簿を作成し、備え付けてあります。 【区民部地域区民ひろば課】 広告入り封筒の収入について、指摘後、速やかに作成、改善した。 【区民部区民課】 指定様式に基づき作成済みである。 【清掃環境部環境政策課】 税外収入徴収簿を直ちに作成した。 【保健福祉部福祉総務課】 平成 23 年度分からは、作成している。 【保健福祉部障害者福祉課】 生活保護法第 63 条費用返還金、第 78 条不正受給返還金の

	記帳について会計課と協議のうえ、適正に処理する予定である。 【保健福祉部生活福祉課】 【保健福祉部西部生活福祉課】 平成23年度より現金出納簿を作成し処理しています。 【保健福祉部地域保健課】 税外収入徴収簿の記載もれの項目については、平成23年4月より作成している。 【子ども家庭部保育園課】 平成23年度から作成しています。 【都市整備部住宅課】
【その他】 規則第2条第1項第5号及び規則第4条第1項により、歳入徴収者は、区長または区長から歳入の徴収に関する事務の委任を受けた者をいう。 土地等貸付料については、課長に委任されていないにもかかわらず、課長名で納入通知書を発行していた。 （学習・スポーツ課）	【その他】 平成23年度会計分より土地等貸付料に係る納入通知書を区長名で発行している。 【文化商工部学習・スポーツ課】
普通財産である西池袋第一保育園及び千早第一保育園の土地の貸付け（電柱、支線柱、電線設置）については、財産収入として「土地等貸付料」で収入されるべきであるが、使用料及び手数料として「行政財産使用料」で収入していた。 （保育園課）	まちがいに気が付かず、そのまま収入していた。今後、十分注意して処理を行うべく、課内で今回の件を共有し、適正処理に努めている。なお、平成２３年分処理については、適正に行われた。 【子ども家庭部保育園課】
② 歳出関係事務 【執行方法】 地方自治法第208条第2項により、各会計年度における歳出は、その年度の歳入を充てなければならないという会計年度独立の原則がある。 区立保育園ガス空調機保守点検委託については、平成23年3月31日の履行期限後、請求書等経費支払に必要な書類を相手方より受け取っていたが、所管課において出納整理期間内の支出処理を怠っていたため、支払未済が発生し、平成23年度予算から過年度支出により処理していた。 （保育園課）	② 歳出関係事務 【執行方法】 職員の人事異動での引き継ぎ不足が主な原因。今後、十分注意して処理を行うべく、課内で今回の件を共有し、適正処理に努めている。 【子ども家庭部保育園課】
【前渡金・概算払整理簿、現金出納簿（資金前渡受者）】 規則第103条により、収支命令者は、必要な帳簿を備えて、整理しなければならないとされており、前渡金、概算払については、「前渡金・概算払整理簿」が必要である。また、規則第105条により、資金前渡受者は、現金出納簿を備えて、現金の出納を整理しなければならないとされているが、概算払整理簿が作成されていないものがあった。 （治安対策担当課長、生活福祉課、生活衛生課、健康推進課、長崎健康相談所）	【前渡金・概算払整理簿、現金出納簿（資金前渡受者）】 概算払整理簿については財務会計システムにより作成しています。 【総務部治安対策担当課】 帳簿作成済みである。 【保健福祉部生活福祉課】 「前渡金・概算払整理簿」は、指摘後速やかに整備した上で監査委員事務局へ報告済である。 【保健福祉部生活衛生課】 支出原議と概算払整理簿を再度照合し、概算払整理簿に未記入がないよう速やかに処理した。平成23年度は、財務会計システムの稼働により、前渡金・概算払整理簿の作成は不要になった。現金出納簿については、引き続き作成もれのないようにする。 【保健福祉部健康推進課】 区民活動補助金の概算払整理簿については、平成23年4月から財務会計システムにより作成している。 【保健福祉部長崎健康相談所】 帳簿作成済みである。 【保健福祉部生活福祉課】
また、一部の費目について現金出納簿（資金前渡金受者用）が作成されていないものがあった。 （生活福祉課）	
【補助金】 医療救護訓練助成金については、相手方の事務手続の軽減を図るため、事業実施後助成額が確定した段階で交付申請を受け、助成する手続きを行っていた。今後は、事前申請、事後清算の方式に改められたい。 （防災課）	【補助金】 医療救護訓練助成金については、平成23年度から事前申請、事後清算方式に改めた。 【総務部防災課】
(2) 主管課契約に関する事項 主管課契約による随意契約については、契約事務規則第3条の2により契約事務の分掌の特例が定められ、契約課の契約事務の補助執行として、主管課において契約事務を処理するものとされている。 主管課契約の対象となる契約は、①契約の相手方が、国、地方公共団体その他の公法人などに該当する業務委託契約で	(2) 主管課契約に関する事項 主管課契約については、契約事務の手引きや財務会計システム操作マニュアルを随時更新し、事務処理方法の周知を図っているが、改めて、平成23年10月6日付「課において処理する契約の公正・適正な執行について（通知）」のとおり、契約事務規則を遵守し、豊島区随意契約ガイドラインに沿って、公正・適正に処理するよう各課に通知した。

1件の予定価格が500万円未満のもの、②契約内容が、飲食物の調達、官報、新聞、法令集の追録、電気、ガス、水道等の供給など規則に定められた範囲のもの、③1 件の予定価格が30万円未満の契約で、物品の買い入れ、修繕、業務委託、物件の借上げ、印刷・製本請負など多岐にわたる。

区では、平成21年8月28日付で随意契約ガイドラインを策定し、随意契約に係る解釈、運用を定めている。同ガイドライン「第3見積書の徴取」では、予定価格が5万円以上の随意契約について、2 者以上の見積を徴取することとしている。

事務監査においては、予定価格が10万円以上の契約について確認したが、複数の業者からの見積りを徴取せずに契約を行っている事例、あるいは、見積書の徴取者数が1者であるが、価格の妥当性を証する資料が添付されていない事例が、全庁的に見受けられた。

同一業者と短期間に複数回契約を行う事例については、監査意見においてもたびたび述べてきており、ここ数年改善されつつあるが、未だに、問題となる事例が散見された。

契約課においては、ガイドラインについて一層の周知・徹底を図られるとともに、各課においては、ガイドラインに沿った適切な事務執行に努められたい。

また、平成24年6月中に、随意契約のより一層の適正化に向けた取組として、平成23年度に契約課で締結した随意契約について、各課の事務処理状況の調査を始める予定にしており、その中で主管課契約の適正化についても指導を行っていく。

【総務部契約課】

(3) 庶務関係事務に関する事項

① 郵券、金券等の保管・管理、受払簿の作成等

事務監査時に、実際の郵券の数と郵券受払簿の現在高が不一致のものがあった。後日、郵券受払簿への記帳漏れと判明したが、今後は、漏れの無いよう、適切な管理を励行されたい。

（情報管理課、中央保健福祉センター）

郵券の保有状況について、平成22年度当初の保有枚数と年度中の購入枚数、年度末の残枚数について各課に確認を行ったところ、年度末に郵券を保有する課は63課であり、そのうち、3万円以上の郵券を保有している課は49課であった。年度当初よりも年度末に保有する郵券金額が増えている課は、年度末に郵券を保有する63課の約33.3%にあたる21課であり、そのうち、郵券金額が、年度当初よりも10万円以上増えている課は5課であった（次表）。次年度当初からの利用があるなどの事情があることは推察されるが、各課においては、使用実績及び事業実施予定に応じた計画的な郵券の購入を励行されたい。また、多年度にわたり、使う予定のない券種がある場合には、庁内でその券種を必要とする課と交換するなどの工夫を図られたい。

（区民課、税務課、豊島清掃事務所、西部生活福祉課、健康推進課）

平成22年度末に保有する郵券が年度当初と比較し10万円以上増えている課（単位：円）

課名	平成22年4月当初保有金額	年度中購入金額	年度中使用金額	平成23年3月末保有金額	年度当初と年度末の差額
区民課	443,500	2,297,300	2,109,800	631,000	187,500
税務課	316,570	4,045,000	3,736,530	625,040	308,470
豊島清掃事務所	107,940	454,000	344,690	217,250	109,310
西部生活福祉課	—	4,651,000	4,326,740	324,260	324,260
健康推進課	319,450	1,710,300	1,260,960	768,790	449,340

(3) 庶務関係事務に関する事項

① 郵券、金券等の保管・管理、受払簿の作成等

郵券受払簿への記帳・管理等の運用方法を改めて課内に周知し、使用時ごとの残額確認を徹底した上、毎月末に庶務担当で再度確認を行うようにした。

【政策経営部情報管理課】

郵券については、計画的な購入に努めるとともに、平成23年6月より残枚数と使用枚数を正確に把握するため、職員2名により確認するチェック体制を徹底した。

【保健福祉部中央保健福祉センター】

指摘後、前年度の使用状況等を考慮し、必要な分だけ購入するよう改善を図った。結果、631,000円から221,000円に減少した。

【区民部区民課】

今後は、年度末に郵券残枚数を必要最低限（次年度当初に使用する枚数は保有する。）にするよう計画的に購入していきます。

【区民部税務課】

廃棄物管理者講習会等の案内予定者が大幅に減ったため、使用残が増えた。今後対象者推計を正しく見積り、適正に執行する。

【清掃環境部豊島清掃事務所】

新設課（22年度）のため使用実績が乏しいこと、更には、生活保護世帯の増加に伴い、使用額が大幅に増加していることなどにより、計画的な郵券の購入が困難となった。

今後、22・23年度実績を踏まえながら、月ごとの残額を注視し、購入額を決定するなど適正な郵券の運用に努める。

【保健福祉部西部生活福祉課】

平成22年度末に、定期予防接種（日本脳炎接種再開）の勧奨通知を発送する予定だったが、接種希望者が集中することによるワクチン供給不足の懸念があり、通知を発送しなかったため使用予定の郵券が余った状況になってしまった。

今後は、郵券の適正な保有に努めたい。

【保健福祉部健康推進課】

② 物品管理

事務監査においては、下記にみられるような事例が散見された。

・備品整理票が作成されていないものがある。
（図書館課）
・備品整理票に車の車検記録が記載されていない。
（治安対策担当課長）
・備品整理票にピアノ調律の記録が記載されていない。
（学習・スポーツ課）

・年度内購入備品、引き渡しを受けた備品、所属換を行った

② 物品管理

・平成22年度備品整理票を作成した。

【文化商工部図書館課】

・事務監査後に車検記録等を記載した。

【総務部治安対策担当課】

・平成23年度より備品整理票にピアノの調律記録を記載している。

【文化商工部学習・スポーツ課】

・年度内購入備品、引き渡しを受けた備品所属換えを行った

備品の供用備品総括票への記載がされていないものがある。 （防災課、生活産業課〔秀山荘分〕、図書館課、保育園課）	備品の供用備品総括票への記入は平成 24 年 4 月から実施している。 【総務部防災課】 ・記載もれの備品については、監査の指摘後、供用備品総括票に記載した。 【文化商工部生活産業課】 ・平成 22 年度購入の備品を、供用備品総括票へ記載した。 【文化商工部図書館課】 ・供用備品総括票の記載がもれていたものについて、すでに記載し処理を行っている。 【子ども家庭部保育園課】
・組織改正に伴う所属換手続きが一部未処理である。 （区長室、セーフコミュニティ推進室）	・組織改正に伴う所属替え手続きについては 5 月に手続き済。 【政策経営部区長室】 ・事務監査後に所属換手続き完了。 【政策経営部セーフコミュニティ推進室】
・供用備品総括票と供用備品現在高調書で数量、品名、規格が一致していない。 （学習・スポーツ課、教育総務課） 「物品会計の手引き」によれば、物品会計と金銭会計は不可分なものであり、物品は金銭の転化した結果であるので、金銭と同様な意識をもって厳正に取り扱うこととされている。 これまで、事務監査において、備品管理の適正処理について指導をしてきたところであるが、必ずしも徹底していない状況である。 財務会計システム導入により、データによる備品の管理が開始し事務手続きが大幅に変更している一方、購入価格 50 万円以上の備品については、従来通り紙ベースで備品整理票を要するものもある。 会計課においては、自主検査などを活用し、物品会計事務について一層の指導に努められたい。	・平成 23 年度より備品調査を行い、総括表と現在高調書の記載内容を一致させた。 【文化商工部学習・スポーツ課】 平成 23 年度自主検査において、公金収納（現金取扱）事務に加え、備品管理事務について同時に検査を実施し、ルール遵守等の意識付けを図ったところです。 平成 24 年度においては、公金検査と備品検査を別々に実施し、各課への意識啓発のさらなる向上を図ります。 【会計管理室会計課】

２４豊教総発1106号
平成24年7月27日

豊島区監査委員　様

豊島区教育委員会委員長
廣田　悦造

平成23年度定期監査（部局・施設）結果報告に係る措置状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、地方自治法第１１９条１２項に基づき、別紙のとおり通知します。

24.7.27
豊監収第 6 号
豊島区

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **２．震災時等の情報提供のあり方について** 本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災当日は、携帯電話等の通信機能の低下、公共交通機関の途絶による帰宅困難者の大量発生など、既存の災害対策計画にはない不測の事態における対応が求められた。 その課題の一つに、保育園や学校などに通っている子どもの保護者の多数が、各施設との連絡がつかず、迎えに来られないという状況に陥ったことがある。 保育園では、震災当日午後 10 時を過ぎても保護者が迎えに来られない状況が 8 園に及び、最後の一人を保護者へ引き渡しできたのは、翌日の午前 8 時 30 分であった。 学校では、児童・生徒が宿泊した学校が 3 校あり、児童・生徒の引渡しが終了したのは翌日の午前 9 時頃であった。また、当日校外学習先で帰校困難となり、地元教育委員会との連携で現地に宿泊した学年のある学校が 1 校あり、翌日の午前 10 時に引渡しが終了した。 学童クラブでは、保護者の迎えが午後 10 時以降となった施設が 7 施設あり、最終的な保護者への引渡しは、翌日の午前 3 時 10 分であった。 当日、各施設で保護者との連絡がとれない状況が続く中、学童クラブや保育園の各施設で、保護者が迎えに来るまで子ども達を預かっている旨区ホームページに掲載するなど、情報発信に努めたところである。 今回の震災は、災害時における情報伝達のあり方を根本から見直す契機となった。 区においては、震災等災害時の区民等への情報提供について、今回の震災の対応状況を検証し、安心・安全メールや区ホームページ、屋外防災無線や地域のＣＡＴＶである「としまテレビ」の活用など様々な手段を使って情報伝達できる体制を構築されたい。 また、各施設においては、電話等の通信手段が不通となった場合の保護者等との連絡方法のあり方についても検討し、日頃の訓練に取り入れるなど、緊急時に円滑に利用できるよう準備されたい。 震災以降、区では屋外防災無線を活用し、計画停電に係る情報提供を行ったが、屋外防災無線の放送内容が聞き取りにくい旨の苦情が多く寄せられた。 区においては、現在のアナログ無線に比べ雑音が少ないデジタル化の導入を検討するなど、区内全域に情報が明瞭に伝達できるような取り組みについて早急に進められたい。 ○所管部課：政策経営部広報課、総務部防災課、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課、教育総務部教育指導課	**第７　意見** **２．震災時等の情報提供のあり方について** 平成 23 年 3 月 11 日の体験を踏まえ、平成 23 年度版の地域防災計画を見直した。 区立小・中学校、幼稚園では、震災等災害時等において、保護者との連絡が取れない状況が続く場合は、保護者に直接引き渡しできるまでの間、当該児童・生徒等を学校、幼稚園内に預かりとすることを明確化することとした。 また、教育委員会の役割として情報は教育委員会に集約し発信内容の精査、連絡調整の一本化を図ることなどの内容を新たに設けることとした。 【教育総務部教育総務課】 【教育総務部教育指導課】 災害時の区立小・中学校、幼稚園への迅速かつ正確な情報伝達のため、平成 23 年 3 月よりデジタル式の無線装置を導入し、同 4 月より運用を開始した。 今後は、無線を利用した情報伝達訓練を定期的に実施し災害に備える体制を整える。 また、無線とともに東日本大震災時にも通信が可能であった PHS 回線を利用する電話機 147 台を区立小・中学校、幼稚園及び教育委員会事務局に設置し、学校の被災状況、教育委員会からの指示・情報を確実に伝達できる体制を構築した。 【教育総務部教育総務課】 平成 24 年度において、区立小学校、幼稚園すべてにホームページ作成に共通な処理システムを導入する。作業内容や順番を整備し、正確性の確保と業務効率性の向上を図るとともに、技術的な知識がなくても、震災時等において適切な情報発信を行えるよう、今後中学校への導入も計画し、使い勝手の良いホームページの仕様に統一していく。 【教育総務部学校運営課】 所管部課：　政策経営部広報課、総務部防災課、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課、教育総務部教育指導課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **８．中学校部活動の維持・促進について** 中学校における部活動は、教育活動の一環として、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級や学年を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものである。同時に部活動は、自己の確立、思いやりの心、自主性や社会性などを育て、豊かな人間関係や生涯学習の基礎をつくるとともに、個性・能力の伸長や体力の向上、健康の増進などの生きる力の育成に寄与するものである。 現在、少子化や学校の小規模化、教師の人事異動や指導者不足、地域クラブの広がりや塾通い等、学校と生徒を取り巻く教育環境の変化に伴い、部活動は停滞化傾向にある。 そのため、東京都は「公立中学校部活動の休・廃部を防止するための外部指導員導入促進補助事業実施要綱」を制定し、平成 21 年度から５年間の補助事業を実施している。この事業は、公立中学校において、一つの部活動につき最大3年間補助金を活用することができる制度である。 本区では、この補助制度を活用し、平成 22 年度は 8 校に 46 人の外部指導員を配置するなど、部活動の維持、発展を図ったところである。 区においては、同補助金を活用した成果等を検証し、補助制度終了後の支援のあり方について検討されたい。 あわせて、複数校による合同部活動や拠点校による広域的な部活動の設置、地域の指導者やスポーツクラブ等の協力を得た部活動の展開など、今後とも中学校における部活動が継続・発展するよう必要な支援に努められたい。 ○　所管部課：教育総務部教育総務課、教育総務部教育指導課	**第７　意見** **８．中学校部活動の維持・促進について** 豊島区立の中学校（8 校）における部活動への外部指導員配置については、補助金を有効に活用したこと等によりここ数年内容が充実してきており（平成 21 年度が 32 部・40 人、平成 22 年度が 39 部・46 人、平成 23 年度は 45 部・52 人）、部活動に一定の成果を挙げてきたところである。 補助金交付終了後も外部指導員の指導回数を必要に応じて確保していくためには、一般財源による予算額の増加も考慮せざるをえないが、意見欄にあるように、少子化・学校の小規模化・指導者不足の現状も踏まえた対応策を検討していくべきと考えている。具体策として、1 名の外部指導員による複数校合同の練習実施や「吹奏楽リーダー講習会」のような複数校合同参加の講習会開催等が想定されるが、今後検討を深めていきたい。 【教育総務部教育総務課】 区立中学校における部活動の維持・促進が図られるよう、現在、関東ブロック大会等に参加する生徒に対して、交通費・宿泊費等について対応を行っている。 今後とも中学校における部活動が継続・発展するよう支援に努めたい。 【教育総務部教育指導課】 所管部課：　教育総務部教育総務課、教育総務部教育指導課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項

第７　意見

９．竹岡健康学園のあり方について

竹岡健康学園は、区立小学校３年生以上の虚弱・喘息・肥満などの児童を対象に、小学校所定の教育課程を履修させながら健康の回復・増進を目的として心身の健全な成長を図るため、学園経営方針に基づき運営する施設である。

平成 23 年 5 月における学園の児童数は、定員 60 名に対し 13 名（在籍率 21.7%）で、主な入園理由は、肥満が 8 名、偏食が 4 名、喘息が 1 名である。

特別区における健康学園の設置状況は、平成 9 年度の 17 区をピークに、児童の健康状況や少子化の進展、保護者ニーズの変化などによる利用児童の減少などにより廃止が相次ぎ、現在設置されている 4 区のうち文京区と杉並区が平成 24 年 3 月末に廃止を予定しており、平成２4 年度以降は、豊島区と中央区の 2 区のみの設置となる。

近年の在籍児童数を見ると、平成 13 年度に定めた竹岡健康学園存置基準を下回る状況にはなっていないものの、児童の在籍率はここ 5 年間 30%を下回っている（下表）。また、豊島区立小学校の児童定期健康診断結果によると、肥満児童数は近年著しく減少していることなどから、今後在籍児の増は見込めないものと思われる。

竹岡健康学園のあり方については、平成 20 年度及び平成 21 年度の定期監査においても、早期に結論を出されるよう要望しているところであるが、未だ結論に至っていない。竹岡健康学園を取り巻く環境の変化や存在意義及び財政負担等を検証し、早急に結論を得るよう改めて要望する。

在籍児童数の推移　（単位：人、%）（各年 5 月 1 日現在）

学年	19 年度	20 年度	2 1 年度	22 年度	23 年度
3 年生	3	2	4	0	1
4 年生	2	1	3	5	2
5 年生	7	4	3	4	6
6 年生	4	4	6	6	4
合計 (在籍率)	16 (26.6)	11 (18.3)	16 (26.6)	15 (25.0)	13 (21.7)

※網掛け部分は存置基準で定める 3 名未満

（竹岡健康学園存置基準）

一つの学年に在籍する児童が 3 名未満となる学年が複数存在する状況が 2 年間連続した場合には、当該年度をもって学園を廃止する。

○所管部課：教育総務部教育総務課

左の意見事項に対する措置状況等

第７　意見

９．竹岡健康学園のあり方について

竹岡健康学園については、本区の特別支援学級の一つとして、長年にわたり児童の健康増進、自立活動に主眼を置いた教育を実践し、数多くの子供たちの健康課題の改善に尽力してきた。しかし、ご指摘のとおり在籍児童数は減少し、今年度は定員 60 名に対し 11 名（充足率 18.3%）と 2 割を割り込み、平成 23 年度・平成 24 年度の両年度の在籍児童数は、平成 13 年度に定めた学園の「存置基準」に該当する状況となっている。

●各年 5 月 1 日の在籍児童数の推移　（単位：人、%）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
3年生	1	1	3	1	1	1	3	2	4	0	1	1
4年生	5	4	2	6	2	8	2	1	3	5	2	2
5年生	7	5	7	4	8	4	7	4	3	4	6	3
6年生	5	5	6	7	8	4	4	4	6	6	4	5
合 計	18	15	18	18	19	17	16	11	16	15	13	11
充足率	30.0	25.0	30.0	30.0	31.7	28.3	26.7	18.3	26.7	25.0	21.7	18.3

※網掛けは 3 名未満の児童数

教育委員会事務局では、これまで事務局職員による竹岡健康学園検討会議を設け、学園の現状や課題の把握に努めてきたところであるが、今年度、存置基準に該当したことから、これまでの検討結果を踏まえ、学校関係者、医療関係者の協力も得て「竹岡健康学園検討委員会」を設置した。

社会全体の少子化から、今後、学園児童数が飛躍的に伸長することが見込めない上に、生活スタイルやニーズの変化により、親元を離れた集団生活が受け入れられにくくなっている状況である。財政的にも区内で就学する児童に比べ、児童ひとりあたりに係る費用が数十倍にも上る現状である。また、学園職員の高齢化により、有資格者の現地採用が困難であることから、将来的に安定的な学園運営を保証することが大変難しくなっている。学園施設についても、今後も維持するためには大規模な改修工事を行わなければならず、そうした経費を一般財源で賄うことは、現下の厳しい財政状況では困難と言わざるを得ない。他区においても相次いで閉園を決定し、平成 24 年度現在、本区を含め 2 区のみが運営を継続している状況である。

しかしながら学園を閉園する場合には、区内原籍校に戻る児童の受け入れ態勢の整備、児童・保護者の相談体制の確立など多くの課題があることから、検討委員会ではそれらの課題への対応策を検討している。また、区内の小学校には、学園に入園しないまでも健康課題を抱える子どもが多数いることを考慮し、竹岡健康学園の実践成果を生かした区立小・中学校全校における健康教育の推進が必要である。そのため、今後の健康教育のあり方も含めた検討委員会報告書を８月中にまとめ、区長部局・教育委員会並びに区議会第三回定例会に報告する予定である。

【教育総務部教育総務課】

所管部課：　教育総務部教育総務課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **10. 学校給食費の公会計化について** 学校給食は、栄養バランスに優れた献立を通し、成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供し、また、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるなど、児童生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有するものである。 学校給食法第 11 条第 2 項において学校給食の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の食材費等（学校給食費）については保護者が負担すべきこととされている。学校給食が円滑に実施されるためには、この学校給食費（私費負担金）が適正に納付されることが不可欠である。 平成 22 年度に文部科学省が実施した平成 21 年度における学校給食費の徴収状況に関する調査結果によれば、調査対象校のうち、約 55.4%の学校において学校給食費の未納があり、児童生徒数では未納が約 1.2%となっている。 本区の平成 22 年度における学校給食費の未納状況は、小学校が 11 校 30 名、中学校が 5 校 12 名、未納額は小学校が 663,791 円、中学校が 314,311 円の合計 978,102 円であり、区立小・中学校の 50%、児童生徒数の約 0.4%となる。 先の調査結果を受け、文部科学省は、一部の保護者が未納であるため、結果として納付分の給食費で全体の給食を作るなど他者に影響が生じていること、また、一時的に公費負担が発生していること、さらには、教職員が未納問題に対応するために相当の時間と労力を割かざるを得ないことなど様々な問題が生じていると指摘している。 また、学校給食費の滞納については、学校給食法の定めだけでは債権・債務関係が不明確であることから、法的措置による強制徴収を困難にしている原因ともなっており、総務省においては、給食費など学校徴収金を私費会計として取り扱うことについて疑義があるとの見解も示しているところである。 区においては、公平性を確保するためにも、学校給食費に係る規定を整備し、現在の私費会計としての取扱いから公会計化について早急に検討を進められたい。 ○　所管部課：教育総務部学校運営課	**第７　意見** **10. 学校給食費の公会計化について** 教育委員会では、学校給食費の未納対策及び未納対策に携わる教職員の負担軽減を図るため、「学校給食費の徴収に関する情報交換会」を開催し、対応策を検討した。 ○徴収管理について 約 1 万件の学校給食費を管理するにあたっては、徴収管理システムの導入が新たに必要となる。そのためには、現在、学校ごとに異なる学校給食費を統一し、効率的に管理することが前提となる。また、それとともに、システムの導入経費や所管部署の人員体制の強化が不可欠である。システム開発を行った横浜市では、約 2 千万円のシステム導入経費と約2年間の準備期間を要している。豊島区においても同様の負担が想定され、人件費等を見込むと約 1 億円規模となり、すべて一般財源で賄わなければならない。 ○学校給食の運営方法 現在、豊島区では各学校に栄養士を配置し、その学校に応じた独自の特色ある献立を作成しているため、献立や給食回数、給食費が異なっている。従って、公会計化により、各学校によって異なる献立、食材の調達ルート及び給食回数が画一化され、学校の独自性を発揮することが難しくなったり、現行の給食の質の維持が困難となる場合も想定される。また、アレルギー疾患のある児童・生徒へのきめ細かな配慮の継続も懸念される。 ○未納対策について 未納となった保護者に対して、学級担任や校長、副校長、給食主任等による電話や文書、家庭訪問などにより、支払勧奨の取り組みを行い、早期の対応による取り組みを進めていくこととしている。また、学級給食の意義・役割及び学校給食の重要性について、保護者全体に周知し、理解と協力を求めている。経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励している。このような取り組みにより、平成 22 年度調査による未納者の割合は、全国約 1.2%, 全都約0.4%に対して0.3%と低い数字となっている。 以上三点の検討を基に導き出される結論として、現状では公会計化は難しいと判断している。 【教育総務部学校運営課】 所管部課:　教育総務部学校運営課

平成２３年度定期監査（部局・施設）結果報告
における監査委員意見に対する措置状況等報告書

監査結果報告における意見事項	左の意見事項に対する措置状況等
第７　意見 **12. 事務に適正処理について** (1) 会計処理に関する事項 ① 歳入関係事務 【現金出納簿（金銭出納員用)】 豊島区会計事務規則（以下「規則」という。）第104条により、金銭出納員は、現金出納簿を備えて、現金の出納を整理しなければならないとされている。 しかし、本来備えるべき現金出納簿（金銭出納員用）を作成していない課があった。 （区民活動推進課、高齢者福祉課、障害者福祉課、建築審査課、教育指導課） 【収納金日報】 規則第29条第2項により、金銭出納員は、歳入金を収納したときは、「収納金日報」を作成し、歳入徴収者に報告しなければならないとされている。 しかし、本来備えるべき収納金日報を作成していないものがあった。 （総務課、学習・スポーツ課、障害者福祉課、保育園課、教育指導課） 【税外収入徴収簿】 規則第103条により、収支命令者は、歳入簿や歳出予算推定差引簿など、必要な帳簿を備えて、整理しなければならないとされている。 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入である税外収入については、「税外収入徴収簿」が必要であるが、本来備えるべき税外収入徴収簿が作成されていない課があった。 （広報課、総務課、防災課、財産運用課、区民活動推進課、地域区民ひろば課、区民課、環境政策課、福祉総務課、障害者福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、地域保健課、保育園課、住宅課、学校施設課） ② 歳出関係事務 【補助金】 補助金の清算に当たり、各団体から提出された報告書に添付された領収書の一部に、鉛筆書きの領収書、但し書きに記載がなく使途が分からない領収書、領収書に内訳の記載がなく報告書の金額と突合することのできないものがあった。今後は、関係帳票及び証拠書類の精査に努められたい。 （教育総務課） (3) 庶務関係事務に関する事項 ② 物品管理 事務監査においては、下記にみられるような事例が散見された。 ・供用備品総括票と供用備品現在高調書で数量、品名、規格が一致していない。 （学習・スポーツ課、教育総務課）	**第７　意見** **12. 事務に適正処理について** (1) 会計処理に関する事項 ① 歳入関係事務 【現金出納簿（金銭出納員用)】 現金出納簿作成については、平成23年4月分から実施した。 【教育総務部教育指導課】 【収納金日報】 収納金日報作成については、平成23年4月分から実施した。 【教育総務部教育指導課】 【税外収入徴収簿】 平成24年3月時点で22年度分を作成済。平成24年4月時点で23年度分を作成済。今後、年度ごとに作成する。 【教育総務部学校施設課】 ② 歳出関係事務 【補助金】 補助金の清算にあたっては、研修時等に清算時に必要な関係書類作成時の注意事項について説明を行った。平成23年度に提出された領収書については精査をして、記載内容が不明確なものについては再度確認をし、再提出などを求めている。また、使途が不適当と判断したものは補助金対象外として、その旨を相手方に伝え戻入をした。 【教育総務部教育総務課】 (3) 庶務関係事務に関する事項 ② 物品管理 ・平成24年5月までに、現物を確認し台帳と一致させた。 【教育総務部教育総務課】